

赤穂市選挙管理委員会告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による赤穂市における選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項の規定による赤穂市における選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による赤穂市における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は次のとおりである。

令和 8 年 6 月 1 日

赤穂市選挙管理委員会
委員長 鹿 島 博 司

選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

$$37,366 \div 50 = 748$$

選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

$$37,366 \div 6 = 6,228$$

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

$$37,366 \div 3 = 12,456$$